

畜産みやぎ

題字
宮城県知事 山本 壮一郎

発行所
仙台市上杉一丁目2番16号
宮城県畜産会
電話 (62-9180)

編集発行人 大石 武一

定価 1部50円

印刷所 K K 東北プリント



“人馬一体”馬力大会 (仙台市郊外所見)

(撮影 さとう ぎこう氏)

もくじ

- 輸入乳用牛確保対策事業について…… 2
- 豚コレラ防疫の強化について…… 3
- 佐藤利吉氏勲三等瑞宝章を受賞…… 3
- 農林水産祭参加の各種共進会盛會裡に終了…… 4
- 海外家畜悪性伝染病防疫演習を終って…… 6
- 公共草地におけるミネラル調査…… 7
- ＝ 土壤の塩基について ＝
- 東西南北、ある哺育センターの哺育管理事例から …… 8
- 北上町宮大盤平放牧場の紹介…… 9
- 動物用医薬品の使用の規制について…… 10
- 随想…… 14
- 人物紹介…… 14
- 畜産物市況…… 14

輸入乳用牛確保対策事業について

宮城県生乳販売農業協同組合連合会

生乳の需給緩和により酪農は一大転機を迎え、昨年から生乳の計画生産を実施しています。酪農家にとっては未だ経験したことのない事態(多く生産すればするほど所得が減るといふ、いふならば豊作貧乏)に直面し、どうしても需要に見合った生産を計画的に実行する必要にせまられた。この機会に経営の体質改善をはかり足腰の強い経営とするため、粗飼料の確保、平衡給与、乳牛の改良等々に全力を傾けているのが酪農の現状であります。

なかでも乳牛改良の必要性は緊急かつ重要であることはいままでもないところであります。

このような状況をふまえて、このたび本会が県の助成を得てカナダから改良の基礎牛として乳用雌牛を導入することになり、今後、継続して実施されることが予想されますので事業の概要をお知らせするとともにご協力を切にお願いいたします。

輸入乳用雌牛確保対策事業の概要

1. 貸付対象者

- ① 指定生乳生産者団体(生乳販連)に生乳の販売を委託している酪農家。
- ② 乳用牛の改良意欲を有し、実践し、波及効果が期待できる者。
- ③ 自給飼料の確保が充分で、3年以上の飼養が見込まれ生涯その牛を継続して計画交配し、改良基礎牛の生産が可能なる者。
- ④ 適切な飼養管理技術を有する者。
- ⑤ 生乳計画生産達成に努力している者。

2. 貸付する乳用牛は生後16ヶ月以上24ヶ月未満とする。

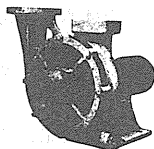
3. 貸付頭数、1借受者に対し1頭とする。

- 4. 貸付期間、乳用牛の引渡しの日から3ヶ年間とする。
- 5. 申込、借受申請書を生乳販連会長に提出する。
- 6. 貸付決定、輸入乳用雌牛対策協議会に諮り会長が決定する。
- 7. 連帯保証、契約締結に当り借受者の所属生産者団体の長が連帯保証をする。
- 8. 譲渡、貸付期間満了後は借受者に対しその乳用牛を譲渡する。借受者は譲渡価格〔(購入価額+経費)-補助金〕+金利を納入する。補助金の80%は農業近代化資金を利用する。
- 9. 借受者は債務履行に万全を期するため毎月乳代より積立する。
- 10. 借受者の所属する本会の会員(酪農組合又連合会)は県の補助金と同額の助成をする。
- 11. 借受者の義務、以上の10項の他、
 - ① 善良なる管理者の注意をもって飼養管理しなければならない。(善管義務)
 - ② 分娩、盗難、失そう、疾病、死亡、その他の事故があったときは報告しなければならない。(報告義務)
 - ③ 事故が借受者の責任に帰すべき事由によるものであるときは損害を賠償しなければならない。(損害賠償義務)
 - ④ 家畜共済加入の義務。
 - ⑤ 登録をする義務。

昭和55年度においては次の通り計画し、事業が進行しております。

- 1. 頭数 5頭
- 2. 購入先 カナダ
- 3. 性別、月令 雌：16~24ヶ月
- 4. 資格 母牛：80点二代以上、能力7,000kg以上
父牛：検定済種雄牛で特に良い成績を出しているもの。
- 5. 価格 (1頭当り) 1,700,000円(経費含)
- 6. 補助金 (") 340,000円
- 助成金 (") 340,000円

ヒドロポンプ



ヒドロポンプかんがいシステム

☎ 060

斎藤興業株式会社

札幌市中央区北5条西20丁目 電話(代)642-1122番

東北出張所

仙台市原町小田原安養寺下7-145

☎ 983

電話57-5348・57-0563

動物用薬品器材のことなら 古い伝統と信頼のある東北獣医にご用命下さい

本社 仙台市上杉3丁目3-8

東北獣医薬品株式会社

TEL ☎ 7330・7338・7339

仙北営業所 登米郡迫町佐沼萩1

02202 (2) 2278-9

山形営業所 山形市小石川四丁目9-24

0236 (23) 9909・9900

古川営業所 遠田郡小牛田町字関根館野28

02293 (4) 2018-9

豚コレラ防疫の強化について

宮城県畜産課

豚コレラは、昭和50年11月神奈川県での発生後しばらく発生が認められませんでした。が、本年5月に千葉県及び茨城県下に発生したため、関係者に対して本病予防接種の徹底等を注意喚起し、防疫強化を図ってきました。しかしながらその後、山形及び福島県の隣接県を含み8県に発生をみております。

(表1. 県別発生状況)

本年の発生事例をみますと、①適切なプログラムによる予防接種が実施されていない。②届出及び病性決定までかなりの日数を要している。③未接種豚の取引きがみられる等の問題があり、基礎的事項の欠除が認められますので、次の点に留意するよう関係者に再度通知しております。

1. 子豚市場開設者

- (1) 家畜伝染病予防法第12条の規定に基づく家畜診断所を設置し、上場豚の健康検査は勿論のこと豚コレラ予防接種の有無について必ず確認し、接種済豚のみを上場させること。
- (2) 市場内の追込舎は常に清潔に保ち、市場前後の消毒を実施すること。
- (3) 関係者特に業者の車両は、広範な地域を往来し汚染のおそれもあるので、これら車両の消毒には十分配慮すること。
- (4) 伝染性疾病を疑われる豚を発見したときは、遅滞なく最寄りの家畜保健衛生所に通報すること。

2. 獣医師

- (1) 豚コレラを否定できない異常豚については、家畜保健衛生所へ速やかに報告すること。
- (2) 診断にあたっては、家畜保健衛生所を積極的に活用すること。

3. 家畜商

- (i) 県外へ出荷する豚は、家畜伝染病予防法第5条

第3項の規定に基づく「移動証明書」を携行すること。

- (2) 県外のと畜場へ出荷する豚は、家畜伝染病予防法第5条の第1項第2号の規定に基づく「と畜場道行証明書」を携行すること。

4. 養豚農家

- (1) 適切なプログラムによる豚コレラ予防接種を確実に実施すること。
- (2) 畜舎消毒及び出入者制限等の衛生管理を強化すること。
- (3) 原因の明らかでない異常豚が発生した場合には、速やかに家畜保健衛生所へ報告すると共に、獣医師の検診を受け、と畜場へ出荷しないこと。
- (4) 導入豚については、生産農場をは握し、予防接種済みの豚を導入し、導入後3週間以上は隔離飼養すること。

表1 発生状況 10月27日現在

県名	発生実戸数	発生頭数	転 帰				摘要
			死亡	鑑定殺	命令殺	自衛殺	
千葉県	2	488	52	5	431	-	5月
茨城県	7	990	73	2	885	30	"
愛知県	4	369	193	19	157	-	8月
島根県	1	217	20	4	193	-	10月
宮崎県	3	529	-	2	527	-	"
埼玉県	1	38	2	1	35	-	"
山形県	4	467	23	3	441	-	"
福島県	2	211	30	8	173	-	"
計	24	3,309	393	44	2,842	30	

(衛生係 相原)



佐藤利吉氏

勲三等瑞宝章を受章!!

昭和55年秋の叙勲受賞者が11月3日「文化の日」に発表され本会理事(県ホルスタイン協会会長)が畜産振興に大きく貢献された功績により、勲三等瑞宝章を受賞されました。

画期的な家畜ふん尿処理用
めづまりのない

多板式固液分離機

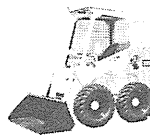
- 生ふん脱水の決定版
- 公害防止に貢献
- 省力化に威力



株式 五十嵐商会

仙台市中央三丁目5番14号

TCM 東アキアロー



糞尿処理工程のあらゆる局面で活躍。
畜産農家の近代化に
作業の省力化に大きく貢献します。
豊富なアタッチメント。

TCM 東洋運搬機株式会社
東北ティー・シー・エム株式会社

983 仙台市日の出町3丁目9-35
電話 0222-95-5517・5511

農林水産祭参加の各種共進会盛會裡に終了

宮城県種豚共進会

主催 日本種豚登録協会宮城県支部

期日 55. 9. 13~14

場所 小牛田家畜市場

第2類経産(生後22ヶ月以上~30ヶ月未満)

品種L 矢本町 千葉 博之

L 小牛田町 佐々木利幸

第3部第1類直接検定雄(生後8ヶ月以上)

品種D 仙台市 小幡 邦夫

L 南郷町 齊藤 忠一

L 若柳町 菊地文夫

第2類未検定雄(生後8ヶ月以上)

品種L 小牛田町 鎌田 温治

第4部母娘群

品種L 迫 町 細目 瑞夫

1) 最優秀賞受賞豚出品者

第1部未経産(生後8ヶ月以上~12ヶ月未満)

品種L 南郷町 佐野 清貴

H 若柳町 千葉 昭二

D 田尻町 千葉 孝志

第2部第1類経産(生後12ヶ月以上~22ヶ月未満)

品種L 岩沼市 菅井 清

L 田尻町 千葉 孝志

第1回東日本和牛能力共進会

主催 東日本和牛改良協議会

期日 55. 9. 19~21

場所 岩手県雫石町 中央家畜市場

区 分	生後月令	出品頭数	入賞	名 号	生年月日	出品者住所氏名
第1区	14~16ヶ月	16頭	2等	いわかつ	54. 5. 7	花山村 佐藤 信男
"	"	"	"	しんぼう	54. 5. 23	南郷町 久道 富美雄
"	"	"	"	にしの57	54. 6. 13	南方町 松田 寿雄
第2区	17~19ヶ月	14頭	"	はさま3	54. 4. 8	" 亀田 昇
第3区	20~23ヶ月	15頭	"	たかにしき	53.12.14	迫 町 高橋 幸三
"	"	"	"	ひろしま	53.11. 1	花山村 佐藤 信男
第4区	24~26ヶ月	15頭	1等	むねすず	53. 8. 22	松山町 田村 東市
"	"	"	2等	あやこ	53. 9. 12	色麻町 佐々木 栄一
第5区	繁殖雌牛群	9組	"	ぬまとみ	51. 8. 16	} 小牛田町 沼津 澄男
"	1組3頭	"	"	とみたけ	51. 4. 23	
"	"	"	"	やすたけ	53. 4. 1	
第6区	高等登録群	9頭	"	みやこ	48. 2. 26	} 南郷町 新田 春雄
"	1組3頭	"	"	とみはる	52. 2. 13	
"	"	"	"	みややす	53. 6. 9	

道県対抗婦人和牛審査競技会

各県2名1組で9組参加

個人優勝 南郷町 菅原のぶ子 団体2等賞 南郷町 菅原のぶ子, 石川すえ子組

牧場用柵には
強く美しくスマートな

東伸製鋼牧柵を!

製造元 東伸製鋼鉄仙台営業所
 仙台市一番町二丁目7-5 TEL 0277053

販売元 塚本商事機械株式会社
 仙台市花京院二丁目1 TEL 0277771

代理店 本山振興株式会社
 仙台市昭和町6番10号 TEL 046221

システム農業をクリエイイトする

STAR

タフで働きものの
Mr 3000にチビの
Mr 2000が新登場



THB 2000

スター農機株式会社

仙台出張所 983 仙台市福田町2丁目4-20 佐正ビル内

0222-58-7301

第27回宮城県ホルスタイン共進会

主催 宮城県ホルスタイン協会
場所 古川家畜市場

期日 55. 10.21~22

チャンピオン賞受賞牛

区分	生後月令区分	出品頭数	名号	生年月日	出品者住所氏名
第1部	6 ~10ヶ月	18頭	キャデイファームパピースビューテイ	55. 1. 7	泉市 熊谷 豊吉
第2部	10 ~14	19	リパーフィールドマドコンクリッシー	54. 8.25	中田町 菅原 一穂
第3部	14 ~18	10	ヘンドリカテルスタークリスタン	54. 6. 5	登米町 河内 真
第4部	18 ~22	11	ミリオンサンドリージェント	54. 1. 1	迫町 中野 英雄
第5部	22 ~28	15	アグロエナジーマダム	53. 8.18	古川市 山崎 道夫
第6部	2歳~3歳	8	マドコンドールクリスタン	52.10.30	泉市 沢崎 寛二
第7部	3 ~4	13	ストーケイホルムエーカーコースフエーン	52. 4.20	中田町 菅原 一穂
第8部	4 ~5	12	フラットクリスタンハッピー	51. 9. 8	色麻町 鈴木 吉夫
第9部	5歳以上	10	ヘンドリカラijingサンロメオ	49.12.17	登米町 河内 真
第10部	乳器の部		〃	〃	〃

第20回仙台牛枝肉共進会

主催 宮城県経済農業協同組合連合会
期日 55. 10. 2~5
場所 仙台市中央卸売市場食肉市場

2) 成績

1) チャンピオン賞受賞牛

区分	出品者	生年月日	産地	測定値		
				体重(kg)	枝肉重	歩留
黒毛和種(去)	名取市 菅井正竹	52. 11.10	宮城県	790	489.0	61.9
〃(雌)	亘理町 齊藤清治	51. 4.28	兵庫県	525	325.0	61.9
乳用種(去)	川崎町 藤枝孝男		宮城県	760	459.0	60.4
あか牛(去)	大郷町 村田俊一	53. 9.	宮城県	685	421.0	61.5

		生体重(kg)	枝肉重(kg)	歩留(%)	単価(円)	金額(円)
黒毛和種 80ト (去勢)	最高	815.0	506.0	65.3	4,203	2,055,267
	最低	580.0	348.5	57.1	1,703	659,061
	平均	659.4	403.7	61.2	2,300	928,554
黒毛和種 20ト (雌)	最高	675.0	424.0	64.2	4,702	1,528,150
	最低	490.0	285.5	56.6	1,502	480,640
	平均	577.0	350.3	60.1	2,194	768,460
乳用種 40ト (去勢)	最高	820.0	507.0	64.0	2,244	1,029,996
	最低	610.0	350.5	55.0	1,240	461,010
	平均	716.9	420.9	58.7	1,461	614,940
あか牛 10ト (去勢)	最高	725.0	438.0	64.2	2,068	870,628
	最低	560.0	340.5	58.3	1,698	578,169
	平均	634.5	386.5	61.0	1,786	690,720

美と健康に牛乳を

新鮮な宮城県産牛乳を
飲みましょう

宮城県牛乳普及協会

仙台市錦町二丁目一番40号
0222 (63) 7688

くみあい専属利用登録をしましょう

- * 飼料価格安定基金には全戸加入
- * 畜産物価格保証制度には全量加入

—加入締切：昭和56年1月末日—

農協・宮城県経済連・全農

第20回仙台牛共進会

主催 宮城県畜産会

期日 55.10.18~20

場所 宮城県中央家畜市場

1. 測定値(平均)

部	品 種	性	頭数	体重(kg)	体高(cm)	胸囲(cm)	肥育度指数	備 考
第1部	黒毛和種	去勢	79	703±50	137±4	220±7	514±31	
第2部	黒毛和種	雌	30	619±54	128±3	212±7	485±39	
第3部	あか牛	去勢	10	707±58	132±5	219±5	537±44	
第4部	ホルスタイン種	去勢	30	765±59	142±4	223±6	538±39	
計			149					

2. 上位入賞牛

部	品 種	性	出品者	生年月日	産地	血 統		測 定 値				セリ価格(円)	備考
						父	母の父	体重	体高	胸囲	肥育度指数		
第1部	黒毛和種	去勢	白石市南館 盛	53.6.16	宮城県(白石市)	森正	篤	725	135	223	537	1,002,000	
第2部	黒毛和種	雌	白石市佐竹 惇	52.2.	宮城県(大和町)			680	127	216	535	1,057,000	
第3部	あか牛	去勢	大郷町千石秀久	53.7.9	宮城県(大和町)	光武	蘇明	815	131	228	622	(800,000)	
第4部	ホルスタイン種	去勢	大郷町鈴木二郎	54.4	宮城県			865	145	227	597	686,000	

品 種	性	上場頭数	売買成立頭数	取引率(%)	取 引 価 格 (円)				平均体重	生体単価(円)	備考
					金額	最高	最低	平均			
黒毛和種	去勢	79	59	74.7	55,500,000	1,150,000	700,000	940,678	707	1,330	
黒毛和種	雌	30	23	76.7	19,291,000	1,057,000	700,000	838,739	619	1,354	
あか牛	去勢	10	2	20.0	1,226,000	626,000	600,000	613,000	633	969	
ホルスタイン種	去勢	30	26	86.7	15,256,000	686,000	523,000	586,769	756	777	
計		149	110	73.8	91,273,000	1,150,000	523,000	829,755	699	1,187	

海外家畜悪性伝染病 防疫演習を終わって

宮城県畜産課

家畜畜産物の輸入量の増大ならびに海外交流の増加に伴い、海外家畜悪性伝染病の侵入が考えられるので、南アフリカ地域を中心にまん延しておる、アフリカ豚コレラの発生を想定して、去る11月11日、小牛田家畜市場を会場にして防疫演習を開催しました。

当日の想定は、昭和55年11月4日、「涌谷町三十軒部落の〇養豚場にアフリカ豚コレラ様疾患が発生した」

との届出により、病性鑑定、移動規制、追跡調査、殺処分、消毒等一連にわたる防疫措置について、机上演習の形で実施しました。当日の参集者は、古川管内市町村、農協畜産担当者はじめ県内各地の関係獣医師



150名にも及び、今後の防疫機能の向上があったものと思われます。(衛生部、相原)



飼い上手 育て上手は……
みのたに……で
動物薬品・獣医器具総代理店
株式会社 美濃谷

本店 山形市蔵王成沢字町浦491~2 TEL0883121
 仙台店 仙台市山田字羽黒堂5番216 TEL0454306
 鶴岡店 鶴岡市大字布目字東通り57~1 TEL0240963
 いわき店 いわき市常磐湯本栄田3 TEL0246440300

こくておいしい大型びん……

森永
ハイクラウン牛乳

宮酪乳業株式会社

仙台市一番町2-4-28
TEL(代)23-9101

〈畜試便り〉

公共草地におけるミネラル調査

=土壌の塩基について=

北 沢 昭

はじめに

本県における草地は、昭和53年度に1万haに達した。しかし、公共草地におけるミネラル含量については、家畜生産物、牧草、土壌というサイクルの中で、不明の点を多く内包している。当場では、昭和53年度より、公共放牧場の土壌、牧草のミネラル含量を解析し、今後の放牧場の肥培管理対策の基礎資料とするため調査した(詳細は、昭和54年度宮城県畜産試験場、畜産に関する試験成績書、209頁参照)結果から土壌関係について、その概要を紹介する。

1. 調査対象放牧場

昭和53年度は、本吉、南山、大八山、鳴子町営、山谷、昭和54年度は、大倉、白石、上品山、大盤平 葉菜計10放牧場を調査した。

2. 調査方法

53年は、グリーンフラッシュ時、54年度は春秋の2回、調査地点は、1放牧場3地点(高い方、中腹部、低地)とした。試料土壌は、0~10cm、10~20cm、20~30cmの3層とし、牧草は、オーチャード、ラジノクローバを採取した。

3. 土壌調査結果

各牧場共、山成工法のため、土層が大きく攪乱されており、草の生育にムラが見られた。即ち、表土が剥がれた場所や、表土だけがそのまま残った部分など、下層土の変化による草根活力阻害等により、同一放牧場での、草の生育のムラが見られた。

草地土壌の好ましい塩基(石灰、苦土、加里等)含量は、種々の説があるが、倉島氏の例を(表1参照)基にして各放牧地の含量を比較してみたい。

各放牧地の塩基当量比は、第2表の通りである。

第1表 草地土壌改良目標値

(倉島氏 畜産コンサルタント)

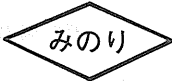
項 目	土 壌 の 種 類		測 定 法	
	非火山灰土壌	火山灰土壌		
腐 植 (% 以上)	3	5		
pH (H ₂ O)	6.0~6.5	6.0~6.5	土(1):水(2.5)の懸濁液を測定	
有効態磷酸 (mg 以上)	10	2	トルオーグ法	
塩基置換容量(me以上)	12	20	IN中性醋酸アンモニアで測定	
置換性塩基含量	Ca (me以上)	6.0		10.0
	Mg (me以上)	1.0		1.0
	K (me)	0.4~0.6	0.4~0.6	
塩基飽和度(%)	60~80	60~80		
石灰飽和度(%)	50~70	50~70		
Ca/Mg (当量比)	5~10	5~10		
Mg/K (当量比以上)	2	2		
土壌のち密度(mm以下)	20	20	心土山中式硬土計	
空気孔隙量(%以上)	10	10	降雨24時間後に測定	

注1) 数値は乾燥土壌100g当り

2) 1me(1当量)はCaO28.0mg, MgO20.2mg, K₂O47.1mgに相当する。

第2表 各放牧場の塩基(石灰、苦土、加里)当量比(1層のみ)

放牧場	地点	石灰/苦土	苦土/加里	石灰飽和度	中和石灰量kg/10a	土壌容積量
本	1	3.0	1.6	36.1	260	80
	2	4.0	0.8	23.5	415	80
	3	3.4	0.5	18.9	500	80
吉	1	5.9	1.1	28.3	450	80
	2	19.6	1.4	81.1	115	80
	3	10.3	1.3	31.7	510	80
南山	1	6.0	1.7	56.4	300	80
	2	5.0	3.3	25.4	380	80
	3	6.7	0.7	38.9	260	80
鳴子	1	5.5	0.9	27.4	550	70
	2	11.6	0.8	49.0	500	70
	3	18.8	0.5	50.9	250	70
山谷	1	4.3	0.5	56.6	170	60
	2	9.1	0.5	69.8	120	60
	3	7.3	1.2	53.8	500	60
大倉	1	6.3	4.0	25.0	750	80
	2	24.2	0.9	60.0	375	70
	3	15.1	1.7	63.0	-	-
白石	1	3.1	1.6	34.0	225	80
	2	4.0	1.6	27.0	210	70
	3	6.8	2.9	41.0	470	60
上品山	1	27.4	1.3	74.0	230	80
	2	23.5	1.1	75.0	-	-
	3	12.9	1.8	68.0	-	-
大盤平	1	6.7	2.3	30.0	710	70
	2	3.4	3.8	21.0	695	80
	3	2.7	9.7	33.0	590	70
葉	1	13.0	1.0	41.0	545	65
	2	15.8	3.4	52.0	-	-
	3	13.2	3.2	30.0	425	60
菜	4	6.5	1.0	20.0	325	60
	5	13.2	1.2	47.0	75	80

飼 料 は  みのり

採卵鶏用配合飼料
ブロイラー用配合飼料
肉牛用配合飼料
乳牛用配合飼料

北日本飼料株式会社

石巻市川口町3丁目2番8号
TEL 石巻 02252 (5) 4171~4

畜産公害を追放する

家畜糞尿処理工事
さく井工事 畜舎工事
ポンプ工事 設計・施工
水処理工事

株式会社 北辰技術

仙台市鉄砲町18番地
電話 (0222) (93)2461

当量比は、石灰/苦土比が、2~27、苦土/加里比0.5~9.7とその比率に大きなバラツキが見られる。石灰飽和度は、18~74%である。一般に塩基の含量は、石灰、苦土、加里の当量(例えば、1合耕に入る大豆粒数と米の粒数差)比で表わされ、その比が表1のようになればよいが、その比が乱れていれば、それに近づくような石灰、苦土、加里の施用を行なう必要がある。石灰/苦土比が10以上の時は、苦土を増すことになる。苦土/加里比が小さければ、苦土を増して、加里を少なくする必要がある。

中和石灰量を第2表に併記してあるが、1牧場3地点であり大体的見当とみてよい。尚この場合土壌容積重を考慮して、容積重80とあれば、中和量の8割施用でよい。その場合塩基当量比を参考にして、炭カルカ苦土石灰などを施用することが望ましい。

—むすび—

各牧場共赤土(下層土)の場合は腐植含量が少なく黒土の場合が多い。酸性は5~6が多かった。石灰、苦土、加里は表層に多く下層に少ない。また、表層でも苦土含量が全般的に少なく、加里はやや多い傾向がみられた。草のミネラルは紙面の都合で割愛したが、前記の成績書に記述してあるので参照して欲しい。

以上調査結果の概要を記述したが、生きた土づくりのため関係者の努力を願いたい。(畜産化学科長)

東 西 南 北

ある哺育センターの
哺育管理事例から

生産される乳用雄子牛の殆んどは、肉用素牛として哺育センター等で集団哺育されています。本県には、7ヶ所の哺育センターがあり常時1,000頭余が哺育育成されています。


素牛の哺育技術は、幾多の改良、改善がなされ、体系づけられている中で、疾病等による死産事故は、い

まだ絶えることがありません。54年の調査では、疾病の発生率は、約30%で、死産率は約8%であります。中でも生後1ヶ月令以内の子牛では、発病率が58%、死産率は64.9%と高い数値を示しその損失はかなりのもので、その主要な疾病は、肺炎と下痢症が殆んどを占めています。これらの疾病は、単一の原因で発生するのではなく、むしろ多数の因子が介在し、病原体(細菌、ウイルス等)に宿主側(哺育牛)の内因性、または、飼養環境(給与飼料、哺育施設の構造等)、輸送ストレスといった外因性因子が、同時に、あるいは互いに協力的に関与し発症へと進展するものと考えなければなりません。このように、哺育牛の疾病は複雑な形で起るものであって、今日では、宿主側の内因性因子と、環境等の外因性因子を排除する、いわゆる予防的措置が重要視されて来ています。

哺育牛の疾病の発生は、導入後間もない生後1ヶ月令以内の子牛に多いことは前述のとおりであります。さらに、出生直後の新生子牛は、全く無防備の状態にあるのです。その健康を保持するためには、母乳特に「初乳」がきわめて重要な役割をもっており、栄養源としてだけでなく、ガンマグロブリンという蛋白質の1種が多く含まれ、病気に対し全く無防備の状態にある子牛に、免疫性を賦与する大切な働きをしているのです。「初乳を十分飲んだもの」が哺育牛選びの第1条件にあげられている所以でもあるのです。

農林水産省で行った調査でも罹病率は57%で、その約半数が死産として取り扱われており、その要因の1つに、初乳給与の不足による免疫抗体の移行不足が指摘されています。しかし、子牛の導入時において、外見上からは、初乳が給与されたか否かの判断は困難で実験室での検査に待たなければなりませんでした。

近年、新生子牛の免疫グロブリン(以下I-g)の簡易測定法として、亜硫酸ナトリウム混濁法(SSTT法)が紹介され、野外で広く応用されるようになりました。この方法は、子牛の血清と試薬を混和し、その濁度により判定するのです。著者らが、県内のある哺育センターに導入された時点(7~10日令)における血清中のI-gの保有状況を調べたところ、図1に示




いつもフレッシュ!!

明治牛乳

明治乳業

酪農協の牛乳

全酪牛乳



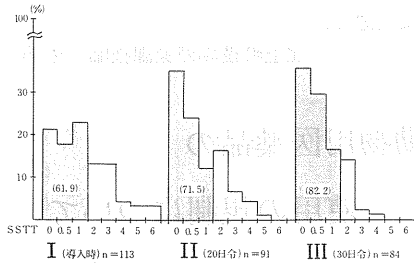
全国酪農業協同組合連合会 (全酪連)

小牛田工場 遠田郡小牛田町牛飼38

TEL 02293-3-2211-3

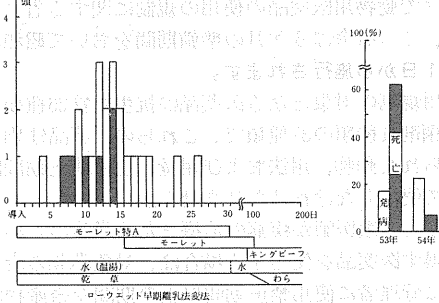
したとおり、調査牛 113 頭のうち 61.9 % が低 I-g 牛であり、I-g を殆んどもたない子牛が 20% もいることがわかり、初乳給与が十分でない子牛の多いことがわかります。また、疾病の発生と死亡の状況について

図1 免疫グロブリンの保有状況(%)



では、図2のとおりで、疾病の発生は、導入後3日から25日まで集中し、そのピークは10日から15日頃であり、生後1ヶ月令以内に多発しています。これら、発病したり、死亡したりした子牛の中には、血清中のI-g量が非常に少ないか、殆んどもたないものが全体の39.1%を占めていました。以後、この哺育センタ

図2 疾病発生、死亡の状況と哺育法



ーでは、導入のたびに血清中のI-g量を調べ、低I-g牛については、ビタミンA、D剤、健胃整腸剤の投与と異常牛の早期発見と早期治療等、個体管理に力を入れたところ図2に示したように、死亡牛は前年に比べて10分の1程度に低下させることが出来いまでも続けて実施しています。

哺育期において、もう1つ忘れてならないことは、反すう胃の機能の発達に伴った飼料の給与をしなければならないことです。新生子牛の胃は、第1、2、3胃より第4胃が大きく、第1胃が発達し成牛と同じ働き(酸酵生産物を作る等)をするようになります。6週令から6ヶ月令の間だといわれています。日令の若い子牛には、代用乳の給与に加え良質の乾草と固形飼料を補給し第1胃の発達を助長していかなければなりません。このように、哺育期の衛生管理と飼養管理が万全であれば、病気に罹らず健康に発育し、良い肥育素牛として引きとられて行くわけです。

(仙在家畜保健衛生所, 谷津邦郎)

北上町営大盤平放牧場の紹介

1. 地域の概況

本町は北緯38度34分、東緯141度25分の経緯にあり、宮城県の北東部に位置し、北上山系の支脈である翁倉山を筆頭に大峰山、大盤平等の山々が背景に連り、北上町総面積の72.7%が山林で占められている。一方平坦地は町の西部にあって新北上川に沿って開け河北町に接している。又東部は太平洋に面し、山地が海に迫り湾曲の小さいリアス式海岸を形成し、素晴らしい眺望であり、昭和54年度に指定された南三陸金華山公園の一画を成している。耕地面積は600ヘクタール余りと少なく、1戸平均の面積は70アール強で農業経営の自立は難しく酪農、養蚕を基幹作物とした農業構造改善事業を実施、草地や菜園の造成を施行し農業生産の向上と安定を図っている。

2. 町営放牧場の生い立ち

大盤平放牧場は、牧道の一部を除き国有林でありましたが、昭和38年当時町長となった故大内重治郎氏が草地の造成こそが畜産振興の基礎であり、農家経済安定の鍵であるとの見解を示し、自ら徒歩により1時間30分もかかる現地を数回に亘り踏査し県畜産課並びに関係機関の強力な指導援助を受け、青森営林局に請願陳情を重ね、翌39年5月、共同調査を実施、8月には営林局管理審議会に提案承認され、10月に至り活用面積決定の測量を行った。

昭和40年5月ようやく国有林の貸付契約が締結され、草地面積29.14ヘクタール、水源林3.69ヘクタール、牧道敷地1.01ヘクタールが確定された。

事業は39年10月活用面積確定測量が終了した時点に於いて開始され、第1期の39年度は、牧道幅員3.6メートル、延長3,270メートルと草地造成10ヘクタールを実施、第二期の40年度には、草地造成19.14ヘクタール、隔障物延長8,197メートル、給水施設一式の工事を完了した。又昭和41年度には管理室を含む追込畜舎も建設され放牧開始の運びとなった。

3. 草地の肥培管理

草地の管理は割合むずかしく、使用する肥料によって禾本科牧草、豆科牧草の生育の度合が変わってくるようである。

当牧場では別会計による独立採算制を建前として、るので適切充分な施肥量を確保することは困難であるが、一応の目安を予算の30%前後として施肥計画を樹てている。因みに昭和55年度の施肥量は10アール当り草地化成(2:1:2)30kg、溶燐15kg、

尿素10kg, 苦土石灰40kgであった。草生は土地条件気象条件によっても異なるが、当牧場土質は、保水力があり、排水はもちろん良く加えて海洋性気象条件下にあり、夏季になると朝夕濃霧が立ち込め草度を被うため夏枯れの心配はあまりなく牧草の再生が良く、禾本科牧草が約75%, 豆科牧草が25%程度である。

4. 放牧及び余剰草の処理

放牧は昭和41年度から業務を開始し、現在まで毎年度4月末に開牧し10月末日に閉牧している。過去に於ける1日当りの放牧頭数は最高で94頭、最低で40頭であったが、その年の産草量にもよるが、頭数の少ない年の増体量は良く、1日当りのDGは0.6kgで、放牧頭数の多い年には0.4と低かった。やはり草地面積に対する放牧頭数を考慮し牧養力の高揚に努めなければならない。又、5月下旬から6月下旬にかけて一斉に繁茂する牧草の処理が問題で、昭和47年頃までは草地面積の60%を刈取り火力乾燥機による乾草調整を行い、町内畜産農家に主として乾草販売を行ってきたが、人件費の高騰、労働力確保の困難性から生草販売に切り替え割地払下げ方式とした。しかし、実際行ってみると個々の刈取りでは一応の刈取り期限を設けているものの、刈取り時期が統一されず、追肥作業、草生の不一致、更には次期放牧にも支障を来たす結果となったため、昭和50年度からは町で一括刈取りを行い順次需要農家へ販売引渡しすることによりあらゆる作業がスムーズに運び草地管理も均一化された。畜産農家にも乾草、サイレーズ利用等あらかじめ注文に応じた状態で連絡をしているので大変よろこばれている。

5. 放牧馴知とストレス

何時でも公共放牧場の検討会等において問題視されている事であるが、まったくそのとおりで馴知をした牛、しななかった牛のストレスの差は甚だしい。当牧場に於いても例外ではなく、農家のパドックでは泥まみれになって育てられていた牛はストレスが少なく暫次増体しているが、舎飼いから直接放牧場へ来る牛はストレスが大きく、放牧1ヶ月で20~30kgも減量し、放牧時の体重に戻るには更に1ヶ月前後の日数を要する。又、1年放牧の牛に比して2年放牧の牛はストレスは全く見られない。牧場としても入牧後20日間位を予備放牧期間として、補助飼料を給与し、時間制限放牧をし、暫時全放牧に切り替える等の方法を講じている。私達は毎年預託者に対し放牧馴知の徹底を呼びかけているが、狭い敷地内で飼養している農家が多く、実行している農家は稀れであり今後問題を残している。

6. むすび

いずれの放牧場も赤字対策に悩んで居りいくらでも好転しようと努力しているのが現状であり、放

牧料金の値上げ、人件費の節減等考える事は同じであろうと思われる。放牧料金が低いと頭数の確保が困難となり、常に料金と頭数確保が反比例して行く状況であるが、公共という意味からも多少の赤字は止むを得ないと思う。要は畜産農家に広く利用され、丈夫な素牛の育成確保を図ることが牧場に果せられた使命と思う。

(北上町役場産業課技師 佐藤 貞)

動物用医薬品の

使用の規制について

宮城県畜産課

医薬品の有効性及び安全性の確保を図るため昨年の第88国会で成立した薬事法の一部を改正する法律は昨年10月1日公布され9月30日施行されましたが、この中で動物用医薬品の畜水産物中への移行を防止するため「動物用医薬品の使用に関する規制」の規定が新たに設けられ、国においてこれに基づき昭和55年9月30日付けで動物用医薬品の使用の規制に関する省令を公布し、この省令は6ヶ月の準備期間において昭和56年4月1日から施行されます。

使用規制の対象となる医薬品は抗生物質26種類、合成抗菌剤11種類の37種類で、これらの医薬品は別表に定められた動物、用法および用量、使用禁止期間に基づいて使用しなければなりません。

ただし、獣医師が疾病の治療または予防のため、やむを得ず医薬品を使用する場合は、対象動物の所有者または管理者に使用禁止期間以上の期間を畜産物の出荷制限期間として書面で指示することになりました。

なおこれらの規定に違反して使用した場合は1年以上の徴役もしくは20万円以下の罰金に処されることになりました。

1. 定義……第1条関係

この省令において「医薬品」とは専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品であると明文化したこと。

2. 対象動物……第2条関係

薬事法第83条の2、第1項の農林水産省で定める動物は次に掲げることとされた。

- 1) 牛、馬及び豚
- 2) 鶏、及びうずら
- 3) みつばち
- 4) ぶり、まだい、こい(食用に供しないものを除く、以下同じ)うなぎ、にじます、及びあゆ

3. 使用者遵守すべき基準……第3条関係

医薬品を使用することができる対象動物、それぞ

れ当該使用対象に使用の時期その他の事項に関し、使用者が遵守すべき基準が次のように定められたこと。

- 1) 別表の医薬品の欄に掲げる医薬品はそれぞれ当該医薬品の種類に応じ同表の使用対象の欄に掲げる動物（以下「使用対象動物」という）以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 2) 別表の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じ同表の用法及び用量の欄に掲げる

- 用法及び用量（当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合には、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならない。
- 3) 別表の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じ同表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならない。

◎ 別表（畜産関係分抜すい）

（第3条関係）

医 薬 品	使用対象動物	用 法 及 び 用 量	使 用 禁 止 期 間
オキシテトラサイクリン又はアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後6月を超えるものを除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり400g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり11mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水1ℓ当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前10日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前5日間又は食用に供する卵の産卵前4日間
塩酸オキシテトラサイクリンを有効成分とする挿入剤	牛	1日量として1頭当たり1,000mg（力価）以下の量を子宮内又は腔内に挿入すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	1日量として1頭当たり500mg（力価）以下の量を子宮内に挿入すること。	食用に供するために殺する前14日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり60g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり90g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり100mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	豚	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間
	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
キタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり110g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たり500g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1ℓ当たり220mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
	豚	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする挿入剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に挿入すること。	食用に供するために殺する前18日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬		
硫酸ジヒドロstreptomycinを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)(搾乳牛にあっては10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前30日間
ジフランゾンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飼料1t当たり500g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
	馬	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前21日間
	豚(生後2月を超えるものを除く。)	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
エンボン酸スピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
アジピン酸スピラマイシンを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1ℓ当たり1,000mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファジメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	馬	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモメトキシシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり2,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1,000g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモメトキシシンナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり60mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファモメトキシシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前10日間

医薬品	使用対象動物	用法及び用法	使用禁止期間
スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間
リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり110g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり550g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1ℓ当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するために殺する前3日間
タイロシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前28日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする注射剤	鶏	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前8日間
ピリメタミンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり150g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり1g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
ピリメタミンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり4mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間
硫酸フラジオマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として、体重1kg当たり20mg(力価)以下で、かつ1頭当たり1,000mg(力価)を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
	豚	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前10日間
	鶏	飼料1t当たり200g(力価)(産卵鶏にあっては70g(力価))以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前5日間
フラゾリドンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超えるものを除く。)	飼料1t当たり400g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するために殺する前14日間
ベンジルペンシリンプロカインを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	馬	1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間
	豚	1日量として体重1kg当たり50,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前14日間

- 注1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
- 注2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
- 注3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
- 注4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 注5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 注6 「挿入剤」とは、子宮内又は膈内に挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 注7 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 注8 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別記様式(第4条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名
 獣医師の住所
 氏名 印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

1 指示に係る動物の種別及び頭数
 2 指示に係る動物の名称、性、年齢又は特徴
 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日(時)まで

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名称、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるように必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき時期を記載すること。

4. 獣医師の特例……第4条関係

獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のため、やむを得ないと判断した場合において使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳、その他の食用に供される生産物で、人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬を投与した後対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出

荷してはならないこととする期間を言う以下同じ）を下記様式の出荷制限期間指示書により指示してなければなりません。この場合において表の医薬品の欄に掲げる医薬品を対象動物に使用するとき、当該使用対象動物の種類に応じ同表の禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならないこと。

◎ 別表

随想 生乳と牛肉を思う

最近、世界の穀物需給窮迫化を予想した、ニュースでこの問題に対処するために世界のすべての穀物生産者への十分な生産刺激措置が必要であるというとき、わが国に於ける農畜産物の需給事情は肉牛等一部農産物を除きほとんどが供給過剰基調にあることは、消費者側から見れば非常にありがたいことと思うが、一方生産者側から見れば長期的な展望では明かい見通しがあるかもしれないが、現状は、米の46年以来生産調整が続けられたにもかかわらず、過剰化傾向をふたたび強めており、53年から長期的水田利用再編対策が実施されて、これが、米以外の作目の需給条件をいっそうきびしくする要因の一つとなっている。とくに、選択的拡大作目と奨励された酪農、養豚、食鶏等が過剰化傾向にあり、生産者は、このような農畜物需給の悪化条件下にあって計画生産を実施し、伸び悩む農業所得に、農家経済は一段ときびしさを増してきておるものと思います。私は、このような情勢の中で、消費の伸び悩みによる一時的な乳製品過剰在庫等から生産抑制策をとっている酪農は、（粗飼料自給率が低いという問題があるが）日本農業の重要な部門となっており、今後その生産拡大をはかっていく必要があると考えます。飲用乳は生鮮さを必要とする性格上、国内生産であることを要するとともに、飲用牛乳の消費が季節、天候等により大きく変動することから、乳製品の生産もこれに伴ない避けられず、多くの国と同様、わが国も乳製品の輸入を制限する措置等を講じればよい。もう一つは、現在世界的に不足基調にある肉牛の生産に乳牛が大きな役割を果たして来たものと思う。又今後ともますますこれに依存することが大きいとき、日本酪農は、牛肉の国内自給対策と水田転作による粗飼料生産対策とを連動させた、乳、肉複合経営を積極的にとりあげ、国内での乳肉生産合理化を進め、足腰の強い日本酪農を展望し、酪農家の経営安定化と、本県における畜産の発展を願いたいものです。

(佐藤照雄)

人物紹介



佐々克行氏

(仙台家畜保健衛生所長)

昭和21年伊具地方事務所へ奉職し、昭和35年37歳の若さをもって、本吉家畜保健衛生所長に就任、以来、遠田、柴田、古川、仙台各所長を歴任、昭和52年畜産課副参事に就任し、県食肉流通公社の設立に尽力され、55年4月、再度仙台家畜衛生保健所長となられ34年、行政の広い分野に貢献をされた。真面目な性格と律義さがあり、自分で培った経験を生かし、職員の管理指導には綿密周到な思慮をもって育成することに意を尽しているが常の態度は、公務員の範と言われるべきである。又、義理人情に厚い面を持たれている人柄である。

趣味は園芸と、人に知られない面があり、刀剣鑑賞等家伝来の名刀を磨き乍ら、精神の統一をはかるだけの幅広い一面も窺えます。

今後の御健勝を祈ります。(小林)

畜畜物の市況

種目	規格	単位	価格	摘要
卵	A級	1 kg	372	御売価格10月平均
ブロイラー	A級	と体1 kg	277	〃
豚肉	上	枝肉1 kg	614	〃
	中	〃	584	〃
牛	和牛メス	上	2,219	〃
	和牛メス	上	2,154	〃
	〃	中	1,830	〃
肉	乳牛メス	中	1,364	〃
	乳牛メス	中	1,285	〃
和牛子牛		1頭	438,748	小牛田家畜市場 11月平均
子豚		1頭	24,737	〃 11月15日

卵、ブロイラー、豚肉、牛肉価格……県経済連調べ
和牛子牛、子豚……県畜連調べ